

## 令和5年度第3回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和5年(2023年)10月19日(木) 13:30 ~ 15:30

2 場 所 長野県庁議会棟第1特別会議室

3 内 容

○ 議事

(1) (仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線 環境影響評価方法書についての知事意見に基づく調査地点等の報告について

(2) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

井 田 秀 行  
梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(正))  
大 窪 久美子  
小 澤 秀 明  
北 原 曜  
陸 齊  
江 田 慧 子  
佐々木 邦 博  
鈴 木 啓 助 (委員長)  
富 樫 均 (委員長職務代理者(副))  
中 村 雅 彦  
野見山 哲 生  
宮 原 裕 一  
森 川 多津子

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

高木 直樹

6 その他

井田委員、大窪委員、北原委員、陸委員、江田委員、佐々木委員、中村委員、野見山委員、宮原委員及び森川委員はウェブ会議システムの利用により出席した。

事務局  
伊東  
(県環境政策課)

ただいまから、令和5年度第3回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

本日の委員会開催にあたりまして、あらかじめお願い申し上げます。

報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。現時点で傍聴者はいませんが、お見えになった際には、審議に支障が生じないよう事務局の指示に従っていただくようお願いしてまいります。

議事に入ります前に本日の欠席委員をご報告致します。高木委員からは、都合により欠席する旨の御連絡をいただいています。

ウェブ会議システムを利用して参加されているのは、井田委員、大窪委員、北原委員、陸委員、江田委員、佐々木委員、中村委員、野見山委員、宮原委員、森川委員の10名で、事前に通信状態をチェックし、審議に支障ない旨を確認しています。

以上、条例第37条第2項に規定する委員の過半数に出席いただいていますので、委員会が成立していることをご報告申し上げます。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公開します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前を仰っていただくようご協力の方よろしくお願いいたします。

また、ご発言いただく時以外はWeb参加の皆様におかれましては音声をミュートにさせていただくようお願いいたします。なお、音声が聞き取り難いなど、審議に支障がございましたら、その旨、ご発言いただくか事務局までチャット等でお伝えください。よろしいでしょうか。

それでは、条例の規定によりまして委員長が議長を務めることになっておりますので、鈴木委員長、議事の進行をお願いいたします。

鈴木委員長

それでは、早速、議事に入らせていただきます。委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

はじめに、本日の会議予定及び資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

それでは、事務局から、本日の会議予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

まず会議の予定ですが、次第に記載のとおり、「(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線 環境影響評価方法書」についての知事意見に基づく調査地点等の報告について、御審議をお願いいたします。

なお、この都市計画道路ですが、名称が長いので、以降は通称としまして「中部横断自動車道」と呼ばせていただければと存じます。

本日の審議事項は、この1項目でありまして、概ね15時30分を目途に会議を終了するように進めていただければと存じます。

次に本日の会議資料ですが、こちらも次第に記載の通りです。

まず、資料1ですが、こちらは事業概要、知事意見を踏まえた環境影響評価項目等の選定結果、それから現地調査の概要をまとめたもの。資料2と資料3は道路計画の概要と現地調査地点をまとめたもので、このうち、資料3の非公開資料には、具体的な道路構造や線形が記載されており、長野県情報公開条例に定めます「国や県の検討中の情報であって、公開することによって不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある」非公開情報として提出されていますので、委員にのみ配布させていただいていますので、取扱いにご注意願います。なお、資料2は公開資料として、資料3から非公開情報を除いたものです。

この他、方法書について述べた知事意見等を参考資料としてお配りしています。オ

ンライン参加の皆様は、以前送付した電子データを、それぞれ適宜ご参照ください。

なお、今回の方法書から準備書に至る途中の報告に係る審議については、特段の規定はございませんが、出来ましたら本日1回の審議で御意見を御頂戴し、調査、予測、評価について都市計画決定権者に助言を述べたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

最後に本日の議事の審議方法についてですが、検討内容が希少野生動植物の個別生息生育場所や、それらが類推できる情報を明示して審議する必要がある場合は、審議を非公開として検討いただく必要があります。非公開情報を示して議論する必要がある場合には、それぞれ議事の最後にまとめて審議いただくように運営をお願いしたいと存じます。非公開審議の必要性は、委員及び委員長の判断により御指示頂くようお願いいたします。

また、さきほどお伝えしたとおり、資料3は非公開資料ですので、道路の具体的な位置等が明らかに類推できるような発言が必要な場合も、審議を非公開とする必要がありますので、よろしくお願いいたします。

非公開情報の審議の際には、傍聴の方や報道関係者の皆さまには御退室いただき、進行に御協力いただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です

鈴木委員長

それでは、議事(1)の(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線 環境影響評価方法書についての知事意見に基づく調査地点等の報告につきまして、事業者から説明をお願いいたします。

都市計画決定権者  
高野  
(県都市・まちづくり課)

長野県都市・まちづくり課企画幹の高野佳敏と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の環境影響評価につきましては、都市計画対象事業として、方法書以降の環境影響評価に係る手続を都市計画決定権者である長野県が、都市計画の手続と併せて事業予定者に代わり行っている案件になります。

都市計画決定権者としては、環境影響評価の趣旨を踏まえ、事業予定者である国土交通省の協力のもと、事業が環境に与える影響について丁寧な調査・予測・評価し、また環境保全のための措置を十分検討し、環境により配慮した事業にしていきたいと考えています。

そのためにも、本委員会より専門的な御意見やアドバイスをいただき、環境影響評価に反映していきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本案件につきましては、令和元年の環境影響評価方法書の手続におきまして、本委員会で御審議いただいておりますが、期間も空いていますので、改めて事業の概要から御説明をさせていただきます。

なお、本案件につきましては、現在、都市計画の原案を作成している段階でございますが、今月27日に都市計画の手続として都市計画原案の説明会を予定しており、そこで道路のルートや構造を地域の皆様にお示ししていくこととなります。

本日、委員の皆様のお手元にお配りしています資料には、そのルートや構造が記載されているため、一部非公開資料とさせていただきますので、御理解、御配慮いただきますようお願いいたします。

それでは、お手元の資料1の2ページを御覧ください。佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線、いわゆる中部横断自動車道の経緯と概要になります。

中部横断自動車道は、起点の静岡県静岡市、旧清水市から、終点、長野県小諸市までを結ぶ高速自動車国道で、そのうち県内区間につきましては、上信越自動車道佐久小諸ジャンクションから八千穂高原インターチェンジまでの間が暫定2車線で供用をしています。

今回の事業区間は、左の図に赤い丸で示した山梨県北杜市から長野県佐久穂町までの約40kmの未整備区間で、このうち県内区間としましては、右の図に示します南牧村の山梨県境から八千穂高原インターチェンジまでの間となります。

資料1の3ページをお願いいたします。

未整備となっている長坂から八千穂間につきましては、平成22年から事業予定者である国土交通省が、地域の意見を聞きながら計画段階において事業評価を行う計画段階評価の手続を実施しています。

計画段階評価の結果、平成27年4月に約3km幅のルート帯案が決定されました。

その後、長野県区間につきましては、国土交通省長野国道事務所、長野県及び関係6町村で構成される中部横断自動車道の長坂から八千穂、長野県区間に係る計画調整会議が設置され、平成30年7月の第2回会議において、1kmルート帯及びインターチェンジの概略位置が決定されました。

1kmルート帯の決定を受け長野県としましては、日本海及び太平洋の臨海地域と長野県、山梨県との連携、交流を促進するとともに、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全安心の向上が期待される重要な道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な道路として、都市計画に位置付ける方針を令和元年5月に決定いたしました。

以降、対象事業が都市計画対象事業になることから、都市計画決定権者である長野県と山梨県が事業予定者に代わり、環境影響評価方法書以降の手続を進めてまいりました。

1kmルート帯及びインターチェンジの概略位置が示されて以降、事業予定者において現地環境調査状況を踏まえルートの詳細検討が行われてきましたが、本年7月にルート事業予定者案が長野県に送付されました。具体のルート案が示されたことから、今後、本格的に都市計画及び環境影響評価の手続が進んでいくこととなります。

資料1の4ページを御覧ください。こちらは、環境影響評価と都市計画の手続の大まかな流れをお示したものになります。

上段に記載のとおり、環境影響評価方法書に対しまして、環境の知事意見が出され、詳細な平面縦断横断線形が明らかになった時点で県に報告し、調査・予測及び評価の地点や方法について助言を受けることとの意見を令和2年1月にいただいています。このため本日、本委員会にて委員の皆様へ御報告するものでございます。

事業の概要、経緯については以上となります。

ここからの資料の説明につきましては、調査内容等の詳細な内容となるため、環境影響評価法第46条の規定により、協力をいただいている事業予定者より行わせていただきます。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

こんにちは。私は国土交通省関東地方整備局長野国道事務所建設専門官をしています伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

ここからは、長野県知事から環境影響評価の手続に関する協力依頼を受けています国土交通省関東地方整備局から御説明申し上げます。

それと、今日はこの環境影響評価の調査、我々の事務所で業務委託を出していますが、その業務を担当している日本工営、それと八千代エンジニアリングが同席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料5ページ以降で、先ほど高野企画幹から御説明いただきました山梨県、長野県、両県で手続を進めてまいりましたけれども、両県知事意見等を踏まえた環境影響評価の項目、手法の選定結果について御説明をさせていただきます。

資料の6ページを御覧ください。これが項目・手法の選定結果になります。

環境影響評価方法書時点からの追加と変更箇所については赤字表記とさせていただきますが、人と自然との触れ合い活動の場の自動車の走行の部分に丸をつけてい

ます。これは長野県知事意見でNo.20にございました。あとは、山梨県知事意見でもございましたけれども、人と自然との触れ合い活動の場において、星空観察等の地域の光環境へ与える影響について考慮すべきという御意見もありましたので、この部分、方法書以降で、人と自然との触れ合い活動の場の自動車の走行という部分で追加をしています。

続きまして、7ページから28ページになりますけれども、大気質から景観、各項目ごとの調査、予測、評価の手法をお示しをしています。

追加または変更いたしました項目について順に御説明いたしますけれども、変更部分のみを御紹介したいと思っていますので、変更がないところは飛び飛びで御説明申し上げます。

7ページ、これは大気質です。ここは変更はございません。

続いて8ページ、ここも大気質の部分ですけれども、変更はございません。

続きまして、9ページになります。これも大気質の粉塵等に関するもの、ここも変更はございません。

10ページが大気環境の騒音に係る部分です。ここも変更はございません。

11ページからになります。11ページの騒音の予測手法につきまして、こちら長野県、山梨県、両県の住民意見を踏まえた結果となりますけれども、予測の高さについて周辺の住居等の状況を踏まえて設定することということで、条件設定を少し追記をしています。この赤字部分になりますけれども、予測の手法のところ、「なお予測地点の高さは、地上1.2mを原則とし、予測地点周辺の住居等の状況を踏まえて設定します」と追記いたしました。

続いて、12ページが騒音の部分です。13ページが低周波音、14ページが振動、続いて15ページも振動の部分。16ページが水環境、水質になりますけれども、水の濁り、17ページが水質の水の汚れ。18ページが水象で河川及び湖沼の部分、19ページが同じく水象で地下水の部分、20ページが土壌に係る環境その他の環境ということで地形及び地質の部分です。

21ページになりますけれども、日照障害の項目になります。日照障害の項目につきましては、山梨県知事意見が出されたところで反応している部分でありますけれども、日照障害の影響について、橋または高架構造だけではなくて、状況に応じて盛土等についても調査対象とする方針とさせていただきます。当該項目に関する事業特性というところで、盛土構造の部分を含めるということで、橋梁構造の後に「等」を追記しています。また、調査の手法の欄において、橋または高架構造の後に「等」ということで、盛土構造を意識するということが、項目・手法選定の部分を変更しています。

続きまして、22ページが電波障害、23ページが動物の部分です。動物の部分で重要な種及び注目すべき生息地ということですね。24ページが植物、25ページが生態系、26ページが景観になります。

変更部分として、27ページを御覧ください。先ほど申し上げた人と自然との触れ合い活動の場の項目になりますけれども、長野県知事意見No.20と、山梨県知事意見でも出されていますが、それを踏まえ、予測の手法の欄においてスターウォッチングサイトを追加しています。

27ページの資料でいくと右側上段部分になりますけれども、赤字、「道路照明の設置、自動車の前照灯については、事業実施区域とスターウォッチングサイトとの位置関係から影響の予測性を示すことにより定数的に予測します」ということで追記を行いました。

もう一つ、これは山梨県知事意見を踏まえた形になりますけれども、環境要因の区分として、自動車の走行を追加しています。予測の手法の欄にも書いていますけれども、特に静寂性を要するものということで、バードウォッチングサイトの部分を意見として出されたところがございますので、それを追加しています。

下段左側になりますけれども、土地または工作物の存在及び供用（自動車の走行）ということで、自動車の走行により人と自然との触れ合い活動の場への影響が考えられるところとして、調査時期になります。範囲内において特に静寂性を要するものを含めたということで、この部分を追加している、バードウォッチングサイトを意識しているということになります。

予測の基本的な手法として、静寂性の変化については、事業実施区域とバードウォッチングサイト等との位置関係から影響の可能性を示すことにより定性的に予測しますということ、予測地域については、バードウォッチング等、特に静寂性を要する活動が行われている主要な人と自然との触れ合い活動の場が分布する地域としますということで、この部分が方法書から追記しているところになります。

続きまして、28ページになりますけれども、文化財においても一部変更を行っています。文化財の項目ですけれども、これは山梨県住民意見を踏まえたものになります。当該項目に関連する地域特性としまして、「文化財保護法に基づき所在地が指定されている文化財として」という一文を加えています。

また、調査の手法の欄におきまして、天然記念物、埋蔵文化財を調査の対象として明示をしています。

以上が変更部分になりますけれども、この後、後段、廃棄物は変更ないということで、以上が知事意見等を踏まえ、方法書よりも追加・変更を行った環境影響評価項目の項目・手法の選定結果となります。

続きまして、資料の29ページ以降についてですけれども、これまで方法書から項目・手法の選定、追加して選定をして、調査をしてまいりましたけれども、これまでに実施した現地調査の概要を29ページ以降で整理して、30ページを御覧ください。

まず最初に、大気質です。調査項目は大気質の状況として、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度、また気象の状況としまして風向、風速を選定し、調査方法は環境基準に則った方法として、調査時期は四季ごとに1週間の調査を実施してまいりました。現地の調査地点としては5地点を選んでいきます。その詳細につきましては、後ほど別途資料3でも御説明いたします。

なお、会議資料を締切り前後で訂正させていただいた部分がありますので、もしかすると事前に受領されている方々の資料と少し違いがあるかもしれませんが、1点説明させていただきますが、今の大気質のところ、資料30ページの右側上段のほうになりますけれども、調査地点数に記載があります既存資料の調査ということで、従前は2地点ということで誤った数字が入っていたところがありますが、これは今日お配りしている1地点が正しいということで御承知おきいただければと思います。不手際がありまして申し訳ございません。

次に、騒音になります。調査項目は騒音の状況として、騒音レベル、沿道の状況及び地表面の状況を調査しています。

調査方法は環境基準、規制基準に則った方法として、1年間を通じて平均的な状況を呈する秋季に行っています。

調査地点についてですけれども、資料30ページにも記載がありますが、道路交通騒音として11地点、一般環境騒音の地点として3地点を選定しています。

次に、振動になります。振動の調査項目は、振動レベル及び地盤の状況を調査してまいりました。

調査方法は規制基準に則った方法として、調査時期、騒音と同様に1年間を通じて平均的な状況を呈する秋季に行っています。

調査地点は騒音と同様なんですけれども、道路交通振動として11地点、一般環境振動の地点として3地点を選定しています。

次に、低周波音です。調査項目としましては、住居等の位置としまして、調査方法は現地踏査による状況確認を行っています。

調査時期につきましては冬季としまして、低周波音を受ける、現時点で橋梁構造が

想定される5地域を想定しています。

次に、水質における水の濁りと水の汚れに関するものです。調査項目としましては、水質の状況として浮遊物質、濁度、水素イオン濃度、また水象の状況としまして流量等を調査してまいりました。

調査方法は、環境基準、流量観測法に則った方法としまして、調査の時期ですけれども、1年間毎月の調査を実施しています。

調査地点につきましては、工事実施によります水の濁りとか水の汚れへの影響を把握できるように、明り部地域において、計画路線の通過が想定される河川の19地点を選定しています。

次に水象の河川になりますけれども、調査項目としましては、流量、流況、浸食・堆砂の状況等を調査してまいりまして、流量観測法に則った方法として調査をしてまいりました。

調査の時期ですけれども、水質と同様に1年間としまして、毎月の調査を実施しています。

調査地点ですけれども、工事の実施や道路の存在、橋梁による河川への影響を把握できるように、明り部だったりトンネル部を含めて、計画路線の通過が想定される河川の23地点を選定しています。

続きまして、水象の地下水になります。地下水及び湿地、松原湖との水位の調査について知事意見がございました。それを踏まえまして調査地点を設定しています。

調査項目としましては、地下水の状況、帯水層の地質・水理の状況を調査しています。

地下水の状況に係る調査方法としまして、ボーリング調査後に設置しました11地点の観測孔におきまして地下水位を観測してまいりまして、調査時期としましては1年間毎月の調査を実施しています。

また、帯水層の地質・水理の状況による調査の方法ですけれども、地質の状況としましてはボーリング調査、透水試験を行って、また地下水等の状況としましては、イオン及び電気伝導率の水質調査を実施しています。

続きまして、31ページを御覧ください。まず、上段から、地形及び地質になります。

調査項目としましては、地形・地質の概況、重要な地形の分布、状態及び特性としまして、調査方法は現地踏査による確認等を実施しています。

調査地点についてですけれども、事業実施区域から約1kmの範囲内に存在する重要な地形、地質としまして、長野県知事意見でもございましたけれども、大月川の泥流堆積物の1地点を選定しています。

続きまして、その他環境予測としての日照障害になります。調査項目としましては、土地利用の状況として住居等の立地状況、地形の状況を調査しており、住居等の土地の高さ、傾斜等も含めて調査しています。現地踏査による調査を行って、状況確認を行ってまいりました。

調査の時期ですけれども、冬季としまして、調査地点につきましては、日照障害への影響を受けることが想定される嵩上式の構造の部分を4地点想定しています。

続きまして、電波障害になります。調査項目はテレビ電波の受信状況、テレビ電波の送信の状況、あと高層建築物及び住居等の分布状況、地形の状況としています。

調査の方法ですけれども、建造物による受信障害調査要領、地上デジタル放送の改定版、これに規定される測定方法及び現地踏査による状況確認等を行ってまいりました。

調査時期につきましては、秋季としてまいりまして、調査地点につきましては、嵩上式の構造が想定される地域4地点を想定しています。

次に、動物になります。動物については、植物を含めまして、知事意見において貴重な動植物の生息、生育場所が存在することが指摘されていますので、地域の自然環境の状況を踏まえた調査を実施してまいりました。

調査項目としましては、動物相の状況、重要な種等の状況を調査しています。

調査方法のところでは細かく分類ごとにいきますけれども、まずは哺乳類に係る調査です。調査方法としましては、直接観察、フィールドサイン法、トラップによる捕獲、巣箱調査を実施しています。

調査の時期ですけれども、直接観察及びフィールドサイン法につきましては、1年間の四季ごと、トラップによる捕獲及び巣箱調査は、1年間のうち春夏秋の3季ごとの調査を実施しています。

なお、トラップによる捕獲の調査地点ですけれども、シャーマントラップ等が19地点、籠罠が5地点、コウモリ類を対象としましたハーフトラップが10地点、巣箱調査が9地点を選定して調査をしています。

次に、鳥類の一般鳥類になります。調査方法は直接観察、定点観察法、ラインセンサス法としていまして、調査の時期ですけれども、1年間の四季ごとに調査を実施してまいりました。調査地点ですけれども、定点観察法を8地点、ラインセンサス法を14ライン選定して調査をしています。

続きまして、鳥類の猛禽類になります。調査方法は定点観察法としまして、調査の時期につきましては、猛禽類の繁殖期となる3月から9月にかけて、2つの営巣期に営巣期の調査を実施しています。調査地点ですけれども、定点を猛禽類の出現状況に応じまして8から17地点設定しています。その中で、各月の猛禽類の出現状況に応じて適宜定点を移動したり変更したりしながら調査を実施しています。

次に鳥類のフクロウになりますけれども、フクロウについては、フクロウ類を対象とした夜間の鳴き声調査も実施しています。

続きまして、両生類と爬虫類です。調査方法は直接観察として、調査時期は1年間のうち春夏秋冬の4季に加えて、早春の調査を実施しています。全部で5季になります。

続きまして、魚類です。調査方法は、直接観察及びトラップ等による採取としまして、調査時期については1年間の四季ごととして調査を実施しています。調査の地点ですけれども、直接観察による採取を31地点選定しています。

次に昆虫類になります。調査方法は直接観察及び採取、ライトトラップ法及びベイトトラップ法として、調査時期は1年間のうち春夏秋の3季ごとに調査を実施しています。調査地点についてですけれども、ライトトラップ法を6地点、ベイトトラップ法を19地点、それぞれ選定しています。

なお、蛍類の出現時期におきましては、夜間に河川、沢、湿地等の水辺を踏査し、発光する蛍類の調査も実施しています。

さらに、当該地域に生息が想定されたオオムラサキ及びヒメギフチョウの調査も実施しています。

あと、ゲンゴロウ類を対象としたトラップ調査も行っておりまして、5地点のため池を選定しまして実施しています。この辺、後ほど資料3でも説明をさせていただきます。

次に、底生動物になります。調査方法は直接観察及び採取、コドラート法としまして、調査の時期は1年間の四季ごととしています。コドラート法による調査地点ですけれども、31点を選定しています。

続きまして、最後のページになります。32ページですけれども、まずは植物になります。調査項目ですけれども、植物相、植生の状況、あと重要な種及び群落の状況調査を実施しています。

植物相の調査方法ですけれども、直接観察及び採取として、調査時期は1年間のうち春夏秋の3季ごとの調査を実施してまいりました。

植生の調査方法につきましては、植物社会学的調査である群落組成調査としまして、調査時期は植生の状況を確認しやすい秋季に調査を実施しています。いずれも調査地点につきましては62地点を選定しています。



次に、生態系になります。生態系は、先ほどの動物、植物の現地調査結果を活用しまして整理することとしています。

次に景観です。調査項目は、主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観とし、調査方法は現地踏査による状況確認、写真の撮影等を行っています。

調査の時期ですけれども、1年間の四季ごととしていますけれども、特に春は桜の開花の時期だったり、秋であれば紅葉の時期に着目した形で調査を実施してまいりました。

調査地点ですが、事業実施区域から約3kmの範囲を対象に景観資源と計画が視認できる主要な眺望点19地点、それと身近な生活眺望点として5地点を選定しています。

次に参ります。人と自然との触れ合い活動の場です。調査項目につきましては、人と自然との触れ合い活動の場の概況、分布、利用及び利用環境の状況としてしまして、調査方法は現地踏査による状況確認、写真撮影等を実施しています。

調査の時期ですけれども、1年間の四季ごととしてしまして、利用状況をよりの確に把握するために多くの人々が利用する休日を含んだ形で調査を実施しています。

調査地点ですけれども、事業実施区域から約500mの範囲にある人と自然との触れ合い活動の場としてしまして、知事意見にもございましたが、牧場を含めた11地点を選定しています。

次に文化財です。調査項目は文化財の状況としまして、調査方法については現地踏査による状況確認、写真撮影等を行っています。

調査時期ですけれども、夏季、夏としまして、調査地点は事業実施区域内にある文化財5地点を選定しています。

次に廃棄物等になります。予測評価に必要な情報について、文献調査を基本に廃棄物等の調査については実施しています。

以上、長々となってしましまして恐縮ですけれども、以上が現地調査の概要となりまして、資料1の説明は以上になります。

都市計画決定権者  
高野  
(県都市・まちづくり課)

それでは続きまして、資料3を用いまして、道路計画の概要及び現地調査地点について御説明をさせていただきます。なお、委員以外の傍聴の皆様におかれましては、資料2を御覧ください。

それでは、道路計画の概要につきまして、都市計画決定権者から御説明をいたします。

資料3の2ページをお願いいたします。対象区間の計画諸元となります。なお、委員以外の皆様方にお配りした資料2におきましては、長野県情報公開条例第7条第6項に該当することから、ルート等に関する部分について非公表となりますので、御承知おきください。

対象区間ですが、長野県南牧村を起点とし、佐久穂町の八千代高原インターチェンジを終点としています。

延長は記載のとおりですが、車線数は4車線、設計速度80kmの高速自動車国道の新設であり、地表式、嵩上式、地下式、掘割式の構造となっています。また、インターチェンジは3か所を予定しています。

3ページをお願いいたします。道路計画の概要でございます。

長野県南牧村の山梨県境から佐久穂町の八千代高原インターチェンジまで地形条件等を踏まえ、地表式、嵩上式、地下式、掘割式の構造を採用しています。

なお、方法書時点で想定されていた道路構造と比べて、主に野辺山高原の一部をトンネルで通過する等の変更がございます。

4ページをお願いいたします。ここでは、基本構造及び縦断図をお示ししています。

長野県南牧村の山梨県境を起点として、佐久穂町の八千代高原インターチェンジまでの区間において、(仮称)野辺山インターチェンジ、(仮称)海ノロインターチェン

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

ジ、(仮称)小海インターチェンジの3か所のインターチェンジを予定しています。

最も標高が高くなりますのが野辺山高原のJR最高地点付近となりますが、その南側の飯盛山付近がトンネル構造となり、またその北側では野辺山高原付近を主にトンネル構造で通過した後、地形条件等を踏まえ、地表式、嵩上式、地下式、掘割式の構造で八千代高原インターチェンジまで下っていく計画となっています。

5ページをお願いいたします。道路の標準的な横断図の説明になります。

土工部や橋梁部、トンネル部など、構造形式ごとに標準幅員、区域の考え方を図示しています。車道は1車線あたり3.5mの4車線となっています。

ここからの資料の説明につきましては、調査内容等の詳細な内容となるため、環境影響評価法第46条の規定により、協力をいただいている事業予定者より行わせていただきます。

引き続きまして、協力依頼を受けている事業予定者の国道交通省関東地方整備局から資料3の6ページからの説明をさせていただきます。

次ページ以降で環境に係る現地調査地点等につきまして御説明いたします。現地調査の項目・手法・時期につきましては、先ほど資料1でも御説明いたしましたので、この資料3では主に現地調査地点の選定等について御説明申し上げます。

最初に、大気質になります。延長が長い関係で3分割であったり2分割されているところがありますけれども、大気質については資料3の7ページから9ページにお示ししています。

まず、大気質と気象の調査地点ですけれども、図面上に青い丸で記しました箇所となっています。明り部の地域を対象としまして、保全すべき住居等の位置や周辺の地形等を踏まえ、地域を代表する5地点を選定しています。

具体には、7ページで山梨県境に近い平沢公民館脇のグラウンド、同じく7ページになりますけれども、右下、野辺山高原において南牧南小学校のグラウンド、続いて8ページに行きますけれども、南牧村の海ノ口周辺におきまして、南牧保育園の脇のグラウンド、次9ページに行きまして、小海におきまして、小海町の生涯学習センター、同じく9ページになりますけれども、八千代高原インターチェンジのところになります。道の駅八千代高原インターチェンジの予定地の5地点を選定しています。

また、この5地点に加えまして、8ページにありました南牧村の中央公民館、それと9ページにありますが小海町の豊里の2地点において、気象のみとはなりますけれども調査を実施しています。

続きまして、騒音と振動について御説明いたします。10ページから12ページにわたって3分割になりますけれどもお示しいたします。

まず、一般環境の騒音・振動に係る調査地点ですけれども、図面上に青の丸で記した箇所になります。明り部の地域を対象に保全すべき住居等の位置も踏まえ、地域を代表する3地点で調査を実施しています。

具体的に申し上げますと、10ページで南牧村の野辺山周辺、右寄りの真ん中あたりにアと書いてありますけれども、この地点。それと、12ページになりますけれども、小海町の豊里周辺ということで2地点、イトウ、イが松原湖に近いほうで、ウが小海の市街地に近いほう、この2地点、合計3地点で行っています。

また、道路交通の騒音・振動に係る調査地点につきましては、今の10ページから12ページで赤い丸で示しました箇所となります。主には工事用道路としての利用が想定される国道の141号、国道の299号、そして村道の既存道路11地点をそれぞれ選定しています。

さらにそれに加えまして、周辺の小海町道であったり、南牧村道の5地点で交通量調査も実施してまして、赤い長い線で書かれているところで調査を実施しています。

続きまして、低周波音になります。資料13ページから15ページ、3分割になりますけ

れどもお示ししています。

低周波音の調査地点としましては、現時点において、低周波音の影響を受ける橋梁構造が想定される箇所として、保全すべき住居等の位置も踏まえた点線枠でお示ししている5地域を想定しています。13ページでいけば野辺山インターチェンジ付近、14ページでいけば、図面右寄りのところになりますけれども、この丸。そして、15ページになりますけれども、小海インターチェンジから北側に向かって3か所の部分、この地域を想定しています。

続きまして、16ページからになりますけれども、水質の調査地点です。水質の調査地点は、工事実施による水の濁り、水の汚れへの影響を把握できるよう、明り部地域において計画路線の通過が想定される河川を対象に、図面上に水色の丸で記した19地点を想定しています。16ページ、左側の久保川から始まりまして、徐々に北上していきますけれども、16、17、18と全部で19地点、渡河が想定される河川を対象に調査地点を想定しています。

続きまして、19ページからです。今度は水象の河川及び湖沼の調査地点です。19から3分割で21ページまでお示ししています。

水象の河川及び湖沼の調査地点は、工事の実施及び道路の存在供用による河川への影響を把握できるよう、計画路線の通過が想定される河川及び千曲川を対象に図面上に水色の丸で示しました23地点を想定しています。19ページ、これもまた左の久保川から始まりまして、北上していく形で19、20、21と、最後、大石川まで選定をしています。

続きまして、22ページ以降になります。水象の地下水です。これも22ページから24ページまで3分割でお示ししています。

水象の地下水につきましては、地下水水位及び湿地、松原湖との水位の調査について、それに関する知事意見がございましたことを踏まえまして、現地調査を実施しています。地下水観測孔の調査地点として、図面上に赤丸で記した11地点を選定しています。

なお、事前に配付している資料から、急遽昨日、我々事業予定者のほうで誤りに気付かしまして、本日、急遽正誤表という形で参考資料1をお配りしています。特に変わったのが23ページ、24ページになります。参考資料1をお手元に御用意いただけるとありがたいです。

調査地点の観測孔の位置のプロットが間違えていたということで、大変失礼しました。急遽こういう形で訂正をさせていただきたいと思っています。地点数については11地点は変わらないんですけども、場所が間違えていたということで、参考資料1を御覧いただくと赤丸、黒丸がありますけれども、赤丸が正、黒丸が誤った表記となっていますので、事前に皆さんにお渡ししている資料で間違っていたところが黒丸になります。大変失礼いたしました。

そういう形で、資料の読み替えをしていただけるとありがたいです。

観測孔の調査地点、今申し上げたとおり11地点でして、主にはトンネル構造が想定される箇所周辺において、ボーリング調査によりまして地質の状況を調査するのをはじめ、地下水の水位、透水試験、あと水質の調査を実施しています。

ですので、22ページは従前資料のとおりですけども、23、24については参考資料1に差し替えていただけますとありがたいです。事業予定者の不手際で大変申し訳ございませんでした。

続きまして、25ページ、地形及び地質になります。

調査地点としましては、事業実施区域から約1kmの範囲内に存在する重要な地形、地質を選定していきまして、知事意見にもございましたけれども、大月川の泥流堆積物の1地点を選択しています。具体には、右真ん中あたりのピンク色で塗りました地域となります。

続きまして、26ページから、日照障害と電波障害に関するものです。これも3分

割、26、27、28ページでお示ししています。

調査地点につきましては、日照阻害及び電波障害の影響を受けるおそれがある嵩上式の構造が想定される箇所、それと保全すべき住居等の位置なども踏まえまして、点線枠でお示ししている4地域を想定しています。26ページで野辺山インターチェンジ付近、27ページで右寄りのところ、28ページで小海インターとその北側の部分、以上4地点を想定しています。

続きまして、29ページ以降です。動物及び植物に関するものになります。調査範囲について、動物は事業実施区域から約250m、植物は事業実施区域から約100mの範囲を設定しています。

まず29ページ以降では、動物の哺乳類につきまして御説明申し上げます。これも3分割で29、30、31ページとなっています。

調査地点は、図面上に緑で記した線となります。この緑で記した線が直接観察及びフィールドサイン法による調査ルートとなっています。

また、青丸及びピンクの丸で記している19地点で主要な植生状況を勘察したシャーマントラップ、モールトラップ、さらには自動撮影装置を設置した地点を設定しています。

丸ばかりで恐縮ですけれども、オレンジの丸で示しました樹林地の9地点におきましては、ヤマネ等が生息する可能性がありましたことから、巣箱の設置を行って調査を行っています。

水色の丸はカワネズミを対象に河川の水辺に籠罠を設置しました5地点、もう一個、緑色の丸につきましては、コウモリ類を対象に河川周辺や林道沿いに霞網及びハーフトラップを設置した10地点が緑の丸になります。

29ページから丸がたくさんあって恐縮ですけれども、緑のラインで踏査をして、各丸のところでトラップを置いた調査をしているということで、御承知おきいただければと思います。

次に、鳥類の一般鳥類になります。この部分の資料についても、従前配付されている資料から、左上のところの「鳥類：一般鳥類」になってない場合もあるかもしれませんが、これが正式な資料として御提出しています。鳥類：一般鳥類についての紹介が32ページ以降で続くということで、御承知おきいただければと思います。32、33、34ページということで、3分割でお示しをしています。

調査地点につきまして、図面上にお示ししています緑の線、これが直接観察のラインです。ピンク色の線がラインセンサス法による調査ルートとなっています。ラインセンサス法につきましては、樹林地、草地、林縁、あと河川など様々な環境を網羅できるように14ラインを設定しています。

32ページの右上にオレンジの丸がございましてけれども、このオレンジの丸につきましては、定点観察法による調査地点となっておりまして、代表的な地域状況を勘察して全部で8地点設定しています。32ページで2か所、33ページ以降も続きまして、34ページのPN8まで続きますけれども、全部で8か所設定しています。

続きまして、鳥類の猛禽類になります。これは2分割で35、36ページにわたりましてお示ししています。

猛禽類につきましては、事業実施区域から約3kmの範囲を対象に調査を実施しています。調査地点ですけれども、図面上で青い四角で記しました地点で猛禽類の出現状況に応じて、その時期によりましてけれども、8から17定点を使いまして、適宜調査定点を移動させながら、変更しながら調査を実施してまいりました。先ほど資料1でも御説明したとおり、2つの営巣期について行っています。

続きまして、37ページから39ページにわたりまして、爬虫類と両生類について説明させていただきます。これも3分割になります。

調査地点ですけれども、図面上に記しています緑色の線が直接観察による調査ルートとなっています。

続きまして、40ページから42ページに3分割で、今度は魚類及び底生動物の調査地点についてお示しをしています。

調査方法につきましては、直接観察及びトラップ等による採取としまして、調査地点は計画路線の通過が想定される主要な河川を対象に、図面上で青丸で記しました31地点で調査を実施しています。40ページ、矢出川から始まりまして、42ページの大石川まで調査をしています。

続きまして、43ページからになります。43から45ページに3分割で昆虫類についてお示ししています。

調査地点ですけれども、図面上に記しています緑色の線によって直接観察及び採取による調査ルートを設定しています。青い丸につきましてはライトトラップ法、ベイトトラップ法による調査を行った19地点を設定して調査をしています。

先ほどの資料1でも説明しましたが、蛍類の出現時期につきましては、夜間に河川、沢、湿地等の水辺を踏査しまして、発光する蛍類の調査も実施しています。

続きまして、46ページから、植物のうちの植物相、まずは植物相に関する調査地点です。これも3分割で46から48ページにわたりましてお示ししています。

植物相の調査地点につきましては、図面上に記しています、これも緑色の線で直接観察及び採取によって調査したルートを設定しています。

続きまして、49ページ以降から、49から51ページ、これも3分割で示していますけれども、植物のうち植生の調査についてお示ししています。

図面上に記していますオレンジ色の丸で現地確認しました植物群落について、あとは62地点で群落組成調査を実施しています。もろもろ細かい丸がたくさんありますけれども、こういったところで調査を実施していて、49、50、51ページにわたりまして調査を実施しているところです。

以上が、動物及び植物の説明となっています。

続きまして、52ページ以降、今度は景観になります。52ページと53ページ、2分割でお示ししています。

景観について、まず眺望点の調査地点ですけれども、事業実施区域から約3kmの範囲を対象に、景観資源と計画路線が視認できる可能性のある主要な眺望点を選定しています。また、主要な眺望点に加えまして、地域の人々が日常的に利用している場所について、生活眺望点として選定して調査を実施しています。

具体的に、主要な眺望点は19地点、生活眺望点は5地点、合計24地点で調査を実施しています。

続きまして、54ページ以降で人と自然との触れ合い活動の場の調査地点です。これも2分割で54、55にわたりましてお示ししています。

調査地点ですけれども、事業実施区域から約500mの範囲にある人と自然との触れ合い活動の場を選定しています。知事意見でもございましたけれども、星空観察や牧場について考慮して、主要な星空観察地点である八ヶ岳ふれあい公園であったり、平沢峠、あとは観光牧場であります滝沢牧場を加えまして、合計11地点で調査を実施しています。

続きまして、文化財になります。56ページから3分割で56、57、58ページにお示ししています。

調査地点ですけれども、事業実施区域から約500mの範囲にあります文化財を選定して、紫色の丸で示していますのが天然記念物、緑色の丸で記していますのが史跡になりますけれども、調査を実施しています。

56ページの真ん中あたり、平賀源心の銅塚から始まりまして、57ページの海尻城跡まで、58ページの終点部分については、紫のところで一里塚の榎というものがありますけれども、こういった部分を調査しています。

以上が資料3になります。

こちらからお出ししている資料の説明は以上になりますので、御審議のほどよろし

くお願いいたします。

鈴木委員長

どうもありがとうございました。

それでは、参考資料の1は先ほど御説明いただきましたけれども、参考資料の2と3がございますので、これも事務局のほうから御説明をお願いできますか。

事務局

中島

(県環境政策課)

それでは、まず参考資料2を御覧ください。会場の皆さんは、灰色のファイルの一番下に参考資料が綴じてありますので、そちらを御覧いただければと存じます。

参考資料2は、方法書について述べた知事意見です。令和2年1月に御覧の21項目の知事意見を述べていまして、先ほど都市計画決定権者からも説明がありましたとおり、このうちの2番の知事意見を受けて、今回、道路の位置や構造を踏まえた調査地点等、詳細が提出されています。

ちなみに、知事意見のほとんどの項目は、当時頂戴しました技術委員会意見と同じか、字句等の若干軽微な修正を加えたのみの意見となっておりますが、6番の住民意見等への配慮と情報公開に関する意見、それからめくっていただいて、2枚目、3ページにあります20番の光環境に与える影響についての意見につきましては、関係町村や住民の意見等も踏まえて、技術委員会意見に県で追加をした項目ということになってございます。

本日の中間報告の審議を踏まえまして、県が助言を述べた後に、御覧の知事意見に加えて、助言も加味した上で、事業者が調査、予測、評価を行いまして、先ほど一部の調査を並行して既に実施されているというお話もありましたが、そういった調査、予測、評価を実施した結果、それから環境保全措置などを検討いただいて、準備書に取りまとめる次の段階に手続が進むということになります。

続いて、参考資料3、表になってございます。こちらは、評価書の審議の際に委員からの指摘を当時受けまして、環境影響評価の項目選定について事業者が補足した資料として技術委員会に提出されたものでございます。

方法書の表に白丸や黒丸が記載されているのですが、お手元の参考資料3にあります※書き、赤字の部分ですね、この内容が包含されているという旨を明らかにしていただいたもので、当時の審議では、片谷前委員長を含め、多くの委員から関連する意見が出されていまして。方法書の正誤表とすべきといった指摘も頂戴しましたが、こういった各項目に包含されている環境要素や環境要因については、先ほどの参考資料2にあります知事意見の5でも述べておりますとおり、今後提出される準備書において反映するように求めています。

方法書の審議以降に、就任された委員の皆さんも多数いらっしゃいますので、参考資料3につきましては、事務局から追加で配付させていただきました。

説明は以上です。

鈴木委員長

どうもありがとうございました。

これまで資料1と資料3、そして参考資料と御説明いただきましたけれども、最初の資料1につきまして、委員の皆様から御質問、御意見ございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ございませんか。リモートの方もよろしいですか。

では、資料3、具体的な計画について、順番は問いませんので、御意見がございましたらお願いいたします。

梅崎委員、お願いします。

梅崎委員

資料3の4ページの縦断図は、横と縦のスケールが同じではないようにも見えますが、まずそこを教えてください。縦は大分拡大していますね。かなり傾斜がきつく見えているので、いつもお願いしているのですが、全体を見るときにはスケールを

そろえたほうがよいかと思しますので、次の資料をつくる時にはそうしていただきたいと思ひます。

その上で、この図を見るとすごく傾斜がきついで、地下水等もすごく気になるところではあるのですが、地盤の中のボーリング等が1か所ということで、先ほどの参考資料には、地下水の調査のところも踏まえて、地盤の中のことについてはそこも検討してくださいということが追加されています。ある程度推定になるかもしれませんが、特にトンネル部の地層区分などの資料もつけていただいて、トンネルが地層を横切るのかどうかなどをしっかりと追加していただければと思ひます。そのときに、地下水等もある程度予測できれば、そこに入れていただければと思ひます。

以上です。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

御意見ありがとうございます。今回、山を上って、下ってという一連の道路になっていますので、そういった部分を配慮した形で、事業実施段階で整理しなければいけない部分もあるかもしれませんが、準備書の段階で整理できる箇所はお示ししていきたいと思ひますので、今後とも御教示いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

鈴木委員長

そもそもなのですが、道路構造をお示しいただいたわけですけど、土工部、橋梁部、トンネル部と3つに分類していますが、これはそれぞれ何%ずつわかりますか。どこにも書いてなかったですよ。随分トンネルが多いという気もしたのですが。

都市計画決定権者  
高野  
(県都市・まちづくり課)

現在、この資料中におきましては、トンネル区間が約47%で、土工の区間が31%、残りが22%になります。

鈴木委員長

見た感じからもそうですが、トンネルが随分多いということなんですね。分かりました。  
富樫委員、お願ひします。

富樫委員

資料3の22ページなのですが、現地調査地点ということで、水象(地下水)の調査地点位置図があり、トンネル構造の近くに平沢第一水源、第二水源があるのですが、ここに関しては地下水観測地点が特に周辺にないのですが、何か理由があるのでしょうか。

鈴木委員長

いかがでしょうか。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

我々は、先ほど長野県さんから御説明いただいたとおり、今年の7月にルート of 事業予定者案を渡している立場としてお話しさせていただくということで、御承知おきいただければと思ひますが、水源の取水している位置よりも、もっと深い位置にトンネル構造を持っていかざるを得ないというところがありまして、今の段階では、トンネルによる水源の水の抜けは特段ないかなということで、選定していません。しかし、当然今後、もっと準備書を詰めていく段階で必要になってくれば、そういったことも検討しなければいけないと思ひますし、まずは水源の水位は役場からいただくことはできますので、工事実施段階ですけれども、そういったものを調査しながら観測していくのかなと今のところは考えています。

鈴木委員長	富樫委員、いかがですか。
富樫委員	詳細が分からないからということであれば、むしろ詳細が分からないから調査地点を設けておいて、詳細が分かってその必要がなければ、調査は場合によっては省くという姿勢でないと、結局影響がどうなのか分からないままになってしまいがちです。ここはやはり水源に対する保全意識として、調査地点として予定されるほうが適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。
事業予定者 伊藤 (長野国道事務所)	今後、準備書を詰めていく段階で整理はしていきたいと思っていますし、御意見としては承りたいと思っています。 我々も内部で有識学識経験者にお話をいただきながら進めていく中で、ここは今のところ地点として選ばなくてもいいかなというお話があったのですが、当然、今日の御意見を踏まえまして、再度我々のほうでも検討してまいりたいと思っています。
鈴木委員長	よろしくをお願いします。 他にございますか。 小澤委員、お願いします。
小澤委員	先ほどの質問にもありました、ルートの中でトンネル、あるいは土工部がかなりの割合になるということなのですが、建設発生土について、方法書では建設発生土が廃棄物ではないということで、中間的な扱いなのですが、以前の廃棄物の範疇の中には、発生土について工事で利用していくというような表現があったかと思えます。今回このようにトンネル工事が多くなると、発生土の取扱いについて、発生土置き場なども含めて、この案からするところの見込みのようなことを、準備書段階である程度示していただきたいと思えます。 そのときには、発生土そのものの量的な問題もあるのですが、有害物に関する文献調査では、既に汚染された土壌は把握されていないとなると、工事によって出てくるおそれがあるのは自然由来の重金属等になるかと思えますので、その場合の対応について、詳細はまだルートの問題もあるのかもしれないですが、大枠は組み立ててほしいと思えます。いかがでしょうか。
事業予定者 伊藤 (長野国道事務所)	我々はまだ事業計画策定手続きの段階にあり、事業実施段階の絵姿はまだ見えない部分がありまして、当然これから事業化した段階で詳細な調査をしていく、それできちんと土量なり、もしくは今仰られた有機物があるかどうかという調査もしていくのですが、準備書の段階でも配慮すべき事項が分かってくれば、その辺の記載はしていきたいと思っていますので、また我々のほうでもいろいろと検討しまして、内部の有識者を含めて書きぶり等を考えていきたいと思っていますし、準備書ができた段階で、またこの委員会でいろいろと御審議いただきながら御意見いただければと思っていますので、その向きで検討してまいりたいと思っています。
鈴木委員長	よろしいですか。
小澤委員	はい。よろしくお願いいたします。
鈴木委員長	他にございますか。 北原委員、お願いします。
北原委員	先ほどの富樫委員の質問と関連しますが、平沢第一水源の場所の土被りがどれぐらいか示していただきたいと思えます。深いところにあるから大丈夫だろうということ



でしたが、私はここに何回も行ったことがあり、伏流水になっていまして、そこからポンプで水を吸い上げている形かと思います。そのため、トンネル掘削によって水が枯渇する可能性も高いと思いますので、先ほど富樫委員からの御指摘もありましたが、丁寧にボーリング等をやっただいて、きちんと測定していただきたいと思えます。

それから、その辺の水が抜けてしまった場合のことも考えて、対処方法も少し考慮していただいたほうがいいのではないかと思います。

鈴木委員長

事業者さん、いかがでしょうか。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

ありがとうございます。今どのぐらいの土被りがあるかという御質問をいただいたのですが、正確な数値を持ち合わせていませんが、概ね100m以上はあることが分かっています。水源の取水地よりもトンネルのほうが深いのですが、その深さが100m以上あるということで今考えています。

今後、都市計画原案ということで長野県さんのほうから御説明いただいていく中で、都市計画の案までにまた変わる可能性もありますが、今の段階ではかなり深いところにトンネルが通るということで、近傍での地下水調査は行わなくてもよいのではないかとということで話をさせていただきました。

もろもろ今日御意見をいただいたので、その御意見にどう対応できるかは、当然我々のほうでも検討してまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

鈴木委員長

ありがとうございます。  
北原委員、よろしいですか。

北原委員

よろしくお願ひいたします。

鈴木委員長

森川委員、挙手されていましたが、いかがですか。

森川委員

2点あるのですが、現地調査の地点について、資料1に既存資料調査として大気が1地点、気象も2地点ほど表に書いてあるのですが、その地点は資料3の7地点に含まれているのか、それとも既存のものとして別途あるのか教えていただきたいのが1点目です。

もう1点は、こちらの現地調査の地点は、工事が始まって、あるいは工事が終わって供用された後の事後調査でも使うのかなと思ひていまして、今この地図上で道路の工区かどうかを見ると、割と一般環境のような計測地点かなと思ひています。実際、道路の割とすぐそば、地図上で黄色いところが住居とありますが、道路に非常に近い住居あたりの地点などを選ばなかった理由はありますか。

以上です。

鈴木委員長

2点ございましたけれども、いかがでしょうか。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

まず1点目、現地調査とは別に既存文献調査なり、調査地点がございまして、資料3にはプロットされていない調査地点が含まれています。失礼しました。  
2点目が。

森川委員

例えば、大気質調査地点位置図の3枚目の(仮称)小海インターチェンジのそばあたりですと、道路も地上に出ていて、この黄色いところが住居だとすると、結構近い

ところに人が住んでいるのかなと思ひまして、走行した自動車の直接の影響を見るのであれば、もう少し近いところで最初に測っておいたほうがよいかと思ひ、御質問いたしました。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

ありがとうございます。2点目の御質問につきましてですが、これは事業実施区域としてこの幅の中で、当初、方法書の段階では定めていまして、その中で代表するであろう地点を選んだものが今の水色の点だったりということになります。ですので、国道沿いだったり、交通量が多い道路沿いで、事業よりも前の調査として把握しておいたほうが、環境的には、悪いほうというか、重いほうになるのかなということなのでこの辺を選んでいきます。

一方で、今ルートがこういう形で決まってくるのですが、ルートが決まった後に事業化してどうなのかという部分、いわゆる事後調査の段階では、改めてポイントで調査をした上で、大気環境がどうなのかというのは調査をしていく必要があると思ひています。今の準備書の段階では、まだそこまで示せない、事後調査とはまた別に代表的な地点で調査地点を設定した上で、予測評価をしようということなので今準備を進めてまいりました。

森川委員

なるほど。そうすると、事後調査で道路の際と比べたいときには、一般環境という調査地点が代表されると判断して、比較をされるつもりで進めているということですね。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

どのようにやっていくかは、内部でもまだ検討し切れていない部分がありますので、そこら辺は準備書でどう記載するかも含めて、検討させていただきたいと思ひています。

森川委員

分かりました。ありがとうございます。

鈴木委員長

確かに資料3の8ページでは、住居がたくさんあるところで大気質の観測を始めておられますけども、今、森川委員が仰ったように、9ページの(仮称)小海インターチェンジの周りは、たくさん住居があるにもかかわらず大気が事前に観測されないこととなります。影響があるかないかというのは、事前にも調査しておかないと当然ながら量的には評価できないと思ひますので、ぜひ御検討いただければと思ひます。よろしく願ひいたします。

森川委員

それで、既存資料調査の地点が、例えば小海インターチェンジ付近ということはないのですか。

鈴木委員長

既存資料調査が図に追加されていないと仰いましたよね。ですから、それがここにあるのかということです。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

この近くではないところの既存資料の調査になってしまいますので、その辺りをどのように整理していくかは、検討しなければいけないと今感じています。

森川委員

ただ、既存資料調査があるのであれば、そこも地図の上にプロットしていただけるといいかと思ひます。

<p>事業予定者 伊藤 (長野国道事務所)</p>	<p>そうですね。準備書段階で、もしその地点を使うということになれば、当然そこら辺はプロットした上で御説明申し上げたいと思います。</p>
<p>森川委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。 他にいかがですか。 富樫委員、お願いします。</p>
<p>富樫委員</p>	<p>これは水象の地下水にも関係するのですが、資料3の23、24ページで、松原湖とトンネル計画が近接している場所があります。ここで調査する調査孔は、ルート of 東側に設定されていますが、一方でトンネルが通ったときに松原湖の水が抜ける心配がないかは非常に懸念されるため、松原湖とルートとの間に調査ポイントがあったほうがよいのではないかと思います。</p> <p>特にここは、松原湖の成因そのものに関わりますが、泥流ないし岩屑なだれで流れ山が来て、それによってできた湖だとすれば、流れ山の根っこがどのぐらいの深さにあるのか、それとトンネルの深さがどういう関係になっているのか、水が抜ける心配がないのかというところは、詳細なデータで検討できるようにぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>事業予定者 伊藤 (長野国道事務所)</p>	<p>御意見ありがとうございます。確かに仰るとおりで、我々も湖の近くにトンネルができることに対する安全性というか、その辺は、当然心配しなければいけない部分だと思っていて、準備書までに、まずはその辺を、どこまで書けるかではありますけれども、今富樫委員が仰られたところについて、配慮事項になるかもしれませんが、記載していく話になるかなと思っています。</p> <p>実際のところ、ここに書いてある観測孔で全てが分かるかどうかも含めて、我々ども検討したいと思っていますし、当然、事業実施段階、トンネルの工事を始める段階で、地盤の状況や地下水の状況を詳細に把握しなければトンネル工事は着手できないと考えていますので、アセスの準備書の段階、もしくは評価書の段階でどこまで記載するかという部分については、引き続き我々ども検討してまいりたいと思っていますし、事業実施段階でももっと詳細な調査を進めていくことが必要だと考えていますので、まずは準備書までにどこまでいけるかという部分は、引き続き検討してまいりたいと思っています。</p>
<p>富樫委員</p>	<p>万が一、水が抜ける懸念が出てくるとすれば、それは道路の構造そのものの変更に関わることになると思いますので、そのところは、実施段階を待って修正するよりも、なるべく早い時点で、懸念があるのであれば懸念がないような状態まで詰めて設計をして、やっていくようにしていきたいです。</p>
<p>事業予定者 伊藤 (長野国道事務所)</p>	<p>ありがとうございます。準備書の段階で、大丈夫なのかどうかという部分は、きちんと整理をした上で御説明差し上げたいと思っていますし、そこに行き着かなければなかなか準備書が整理できない話になってしまうと思っていますので、十分に留意して準備書の整理を進めていきたいと思っています。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。 陸委員、お願いします。</p>

陸委員	<p>人触れの場合への影響に関する質問になるのですが、工事中の車両の運行ルートはどういう状況になっているか、説明があったと思うのですが、もう一度お願いできますでしょうか。高速道路のルート上しか通らないのか、それ以外の一般道も使用しながら工事を進めていくのかということなのですが、道路の使用状況によっては、人触れの場合へのアクセス性への影響が出てくる可能性があると思っの質問です。</p>
<p>事業予定者 伊藤 (長野国道事務所)</p>	<p>資料1の32ページを御覧ください。先ほど項目の選定で変わる変わらないという話をしたときの資料ですけれども、その中で、人と自然との触れ合い活動の場に対する工事実施での項目選定は黒丸として、工事施工ヤードの設置も含めて、あとは工用道路の設置も含めて、この辺は予測評価していくということで今考えていますので、工用道路として使うと想定される道路を判明させた上で、準備書の中で整理をして、それに対する影響を予測評価してまいりたいと思っています。</p>
陸委員	<p>分かりました。この表の中で、車両の運行のところには印が付いていないことが少し気になったのですが、そこは状況によって含めるということよろしいですか。</p>
<p>事業予定者 伊藤 (長野国道事務所)</p>	<p>工事施工ヤードの設置、工用道路等の設置で、道路の存在自体も含めて、そこを動く車両についても黒丸のところまで全て整理、予測評価していくべきと考えていますので、車両の運行自体もこの中で整理をしていきたいと思っています。</p>
陸委員	<p>分かりました。それはアクセス性に影響があると思いますので、よろしく願います。</p>
鈴木委員長	<p>ありがとうございます。 他にございますか。 大窪委員、お願いします。</p>
大窪委員	<p>植生調査の地点と方法についての質問です。資料3の49ページからですが、この地域では、ハンノキ、ヤチダモ、ハルニレ林というような湿生林が、非常に貴重な林郡として存在します。一部には、ハルニレとかハンノキ林も調査地点に入れていただいているのですが、ヤチダモ林がなくて、他のハルニレやハンノキ群落も調査地点数が少し少ないのですが、ヤチダモ林については認識できなかったのか、今後入れていただけるのか、まずお聞きしたいと思います。</p>
<p>事業予定者 伊藤 (長野国道事務所)</p>	<p>ヤチダモの群落ということですね。</p>
大窪委員	<p>そうです。</p>
<p>事業予定者 伊藤 (長野国道事務所)</p>	<p>ヤチダモ群落は、資料3の50ページ、資料の左の少し下側の7番に、一応調査地点として設定はしているのですが、委員が仰られているのは、これ以外にもあるのではないかとということでしょうか。</p>
大窪委員	<p>そうですね。この地域では、非常に重要で、割と分布している群落なので、主要な</p>

群落として、ハンノキ、ヤチダモ、ハルニレ林は、もう少し入れていただいたほうがよいと思うのですが。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

現地踏査していく中で、群落として分布していることは把握しています。今回、代表地点ではないのですけれども、その中でも何か所か上げているということもあるのですが、準備書の中でも、全体的に分布も含めて表現をすべきではないかという委員の御意見ですかね。分かりました。準備書までにその辺を、どのように表現すべきか検討してまいりたいと思っていますし、調査とすれば、当然現地では確認していますので、あとは表現の仕方を工夫してまいりたいと思っています。

準備書の中で、植生図でお示しすることができそうなので、そこも表現の仕方をもろもろ考えて、また準備書の段階で御意見いただければと思っています。

大窪委員

あと1つ質問なのですが、植生調査の実施時期を秋季にするという説明がありましたよね。この地域は県内でも非常に寒冷な地域で、秋に植生調査をすると、落としてしまう湿原種が多数出てくると予測されるのですが、いかがでしょうか。一般的には、植生調査は夏の一番群落が発達した時期に行うと思うのですが、秋季にすると聞き、心配しています。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

ありがとうございます。仰るとおり、野辺山高原だったりすると、秋といっても、秋の植物は8月ぐらいから出ているという話もあると思いますので、一般的な秋というよりは、現地の状況を見据えた秋の植生を確認するというところで、たしか調査時期は選んでいたと思いますので、その辺はまた準備書の段階でもきちんと調査時期なりは明示していきたいと思っています。

大窪委員

それで、秋に植生調査をすると、特にウェットランドですね、湿原とか湿生林の重要な種というのが、春とか初夏でないと同定できないような種が多数ありまして、落ちてしまうことが非常にありますので、植物相の調査も含めて、調査の季節に気をつけて実施していただくようにお願いします。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

見落としてしまうのではないかという懸念があるという御意見でしたけれども、植物相の調査では一応四季ごとに確認をしまして、その中で今御指摘のありました部分に関しては、調査結果としては網羅できるとしています。また、準備書での表現の仕方については、我々のほうでも検討してまいりたいと思っていますけれども、調査自体は見落とすことなくできていると考えています。

大窪委員

湿原や湿生林はシーズンによって全然下層の構成種は変わってしまうので、重要な種が落ちてしまわないかと思って心配しています。よろしくお願いします。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

ありがとうございます。

鈴木委員長

よろしいでしょうか。  
他にございますか。

宮原委員

水質調査地点についてお伺いしたいのですけれども、資料3の16から18ページに工事ルートが示されていますが、水質調査地点はその下流に設定されているのでしょうか。17ページのWN9は上流にあるように見えるのですが、そういうことはないかという

ことをお聞きしたくて質問しました。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

委員の仰るとおり、基本的に下流側で調査していますが、今設定している調査地点が当該事業の上流側にある場合どうするのかという御質問だったと思うのですが、その辺、各流域で1地点は調査していますので、そこを用いて予測評価していくことを今は想定しています。

また表現の仕方については、整理しなければいけない部分はあると思いますけれども、今の調査地点の調査結果をもとに予測評価を行うことは可能であると今のところは考えています。

宮原委員

分かりました。きちんと影響が分かるような形でデータをとっていただければと思います。よろしくをお願いします。

鈴木委員長

ありがとうございます。  
富樫委員、お願いします。

富樫委員

景観の調査地点と触れ合い活動の調査地点で、52ページと54ページに地点の位置図と調査地点の写真が載っていますが、52ページのKN3の獅子岩という調査地点の写真は、平沢峠の写真ですね。それから、54ページのHN9の平沢峠は、獅子岩ではないかと思いますが、この辺は単なるミスなのか、それとも何か理由があるのか、いかがでしょうか。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

委員が仰るとおり、ミスでした。大変申し訳ございませんでした。

鈴木委員長

他にいかがでしょうか。リモートの委員の皆さん、他よろしいでしょうか。もしなければ、議事1の審議はここまでとさせていただきますが、よろしいですね。

大窪委員

度々申し訳ありません。

触れ合い活動の景観調査の地点なのですが、野辺山の宇宙電波観測所がありまして、妥当な場所なのですが、ここは信州大学農学部のアFCステーションという施設の中にあり、今は別々の土地所有になっているのかもしれませんが、信州大の教育研究の場所でもあります。あとすぐ隣は筑波大の八ヶ岳・川上演習林という、筑波大の教育研究拠点になっている場所ですので、そういう位置付けも忘れないでお願いしたいというのが意見です。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

委員が仰られたとおり、信大農学部さん、筑波大さんがあることは承知してまして、今回もろもろの調査に入る段階でも、実はヒアリング等を含めて、2つの大学、2つの現場の方々に御意見等をいただいて、調査の仕方を含めていろいろとアドバイスをいただいたところです。教育研究機関ですので、そういった部分があることは踏まえた形にしたいと思っていますし、人触れという部分で、触れ合えるかどうかはあれなのですが、事業を行っていく段階でもそうですが、教育研究機関と連携しながら事業を進めていければと思っています。ありがとうございます。

大窪委員

公開講座なども行われていますし、部外者の人が農場や演習林を利用されたりもしていますので、人触れの場でもあります。調査地点を増やすということではなくて、

この宇宙電波観測所と同じ地点でいいのですが、どこかに文言として入れておいていただかないと、他の方には分からないので、その意味で発言しました。

事業予定者  
伊藤  
(長野国道事務所)

方法書の段階でも、教育研究施設の影響を極力回避という知事意見をいただいております。当然準備書の段階では、その部分に対する配慮事項なりは記載しなければいけないと思っていますので、引き続き記載内容について検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

大窪委員

よろしくをお願いします。

鈴木委員長

他にいかがですか。よろしいでしょうか。ございませんね。  
それでは、議事1についてはここまでとさせていただきます。どうも皆さん、ありがとうございました。  
では、議事2のその他ということですけど、事務局何かございますか。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

特にございません。

鈴木委員長

では次に、今後の審議予定等について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

今後の審議予定ですが、次回の技術委員会は、11月24日(金)に県庁で開催したいと存じます。開催時間等が決まり次第、ご連絡いたしますので、ご多用のところ恐縮ですが、ご対応お願い申し上げます。なお、本日審議いただきました事業について、追加してご意見等ございましたら、10月26日(木)までに事務局あてお寄せいただくようお願いいたします。以上です。

鈴木委員長

他にご発言もないようですので、以上をもちまして議事を終わらせていただきます。議事進行に御協力ありがとうございました。

事務局  
伊東  
(県環境政策課)

本日の技術委員会をこれで終了します。  
ありがとうございました。